

日本における佐藤姓増加に関する推計方法と結果について※

2024.03.20 初版

2024.04.05(タイポ他修正)

2024.05.31 推計第2版,

Link to English material is listed on the last page.

東北大学 経済学研究科 教授, 吉田 浩†

0. 前提条件・背景

(1) 結婚後の姓に関する定め

- 民法第750条の規定により、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」とされている。
- このため、一般的確率からすると婚姻し世代を重ねていくと長い時間を経てメジャーな苗字のグループが支配的となり収斂(しゅうれん)する可能性がある。

(2) 現実の苗字の変化のパターン

- 一般的に、人の姓の数が増減するイベントとしては婚姻・離婚・出生・死亡ケースが考えられる。ここでは、表1の2022年の「人口動態統計」(厚生労働省)から現実のケースを見てみる。

表1 2022年人口動態統計による苗字の変動要因からの考察

要因		2022年	比率	内容・影響
① 婚姻	(組)	504,930	16.7%	佐藤姓との結婚により、佐藤姓が増加。 非佐藤姓との結婚により、佐藤姓が減少。
② 離婚	(組)	179,099	5.9%	佐藤姓との離婚により、佐藤姓が減少。 佐藤姓以外から旧制佐藤姓への復帰* ¹ 。
③ 出生	人	770,759	25.5%	出生により新たに佐藤姓を名乗る子ども＝国民が増加。
④ 死亡	人	1,569,050	51.9%	死亡により佐藤姓を名乗る国民の減少。
⑤ その他				

果として翌年の佐藤姓数に反映されていると考えられる。したがって、以下では毎年の佐藤姓の総数に注目する。

1. 推計方法

① 基本的考え方

ある t 年の佐藤姓の全人口に占める比率 $x(t)$ の 1 年間の伸び $1+p$ (ロー) を求め、その伸びが一定として、将来を、

$$x(t+1)=(1+p)x(t),$$

の式から今後 1000 年分シミュレーションして計算し、佐藤姓が 100% となる年を求めた。

② 使用のデータ

- はじめに、日本の全人口の 99.04% 以上の名字を網羅しているとする「名字由来 net」提供・公表データ²により、これまでの日本の佐藤姓の人数の値を得た。
- 次に、各年の「日本の総人口×99.04%」で上記の佐藤姓の人数を除し、ある t 年の佐藤姓の比率 $x(t)$ を求めた。

2. 推計結果

(1) 佐藤姓の伸び: $1+p$

- 佐藤姓の占有率 $x(t)$ は 2013 年の 1.480% から 2023 年の 1.530% と、10 余年で 0.05% ポイント伸びていることがわかる。最近時点の最近時点の 2022 年と 2023 年のデータから計算すると、最新の 1 年間の佐藤姓占有率の伸びは、

$$\begin{aligned} 1+p &= x(2023)/x(2022), \\ &= 1.00828, \end{aligned}$$

という結果が得られた。

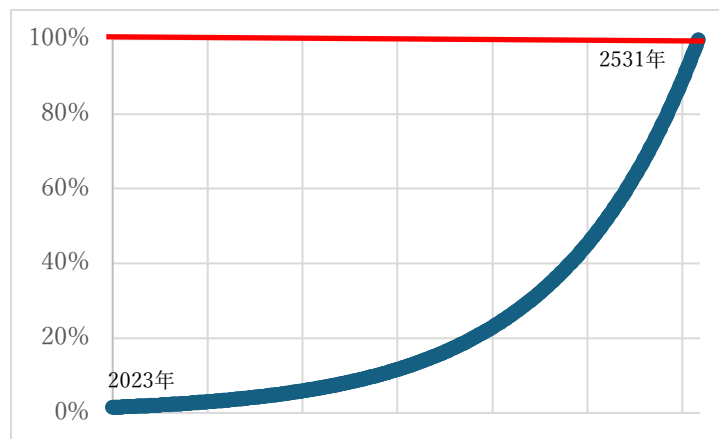
(2) 将来のシミュレーション

2023 年 3 月時点の $x(2023)=1.530\%$ を出発点として、毎年 1.00828 の伸びで日本人口に占める佐藤姓の比率が伸びると仮定し、約 500 年後の 2531 年には 100% に至ると

表2 日本における佐藤姓占有率推計結果

年：t	推定佐藤姓占有比率： $x(t)$
2527 年	97.526%
2528 年	98.334%
2529 年	99.148%
2530 年	99.969%
2531 年	100.796%

(出所) 筆者推計



(出所) 筆者推計

図1 佐藤姓占有率推計結果の推移

3. 夫婦別姓等の効果の検討

上記の結果は、夫婦がどちらか1つの姓を名乗るという現行の制度を前提として行ったものである。そこで、以下では夫婦別姓等が導入されたケースを検討する。

3-1. 夫婦完全別姓の場合

夫婦完全別姓＝同姓選択ゼロの場合で、

- (1) 例として佐藤と鈴木のカップル（親）は結婚後もそれぞれ佐藤と鈴木を名乗る。よってその世代内では佐藤姓の占有率に変化はない。（下表 A 参照）
- (2) また、佐藤と鈴木夫婦から生まれる子供（出生率として2人分のケースを仮定）の姓は、
 - ① 2人とも佐藤姓とする、
 - ② 1人は佐藤、もう一人は鈴木姓とする
 - ③ 2人とも鈴木姓とする、

が仮定できるが、①から③が均等に発生するとすると、世代を重ねても佐藤姓の占有率に変化はない³。（下表 B 参照）

表3 夫婦別姓の際の仮定

	親の世代		子どもの世代			
--	------	--	--------	--	--	--

値)。

表4 選択的別姓の選択率の仮定に基づく佐藤姓占有率の伸びの試算

同姓選択率	婚姻要因：A	それ以外の 要因：B	A+B
R	γ	83.30%	占有率の伸び $1+p$
	16.70%		
I: 100.0%	0.16838	0.83990	1.00828
II: 39.3%	a: 0.16336	b: 0.83990	a+b=1.00325③
III: 0.0%	②0.16010	0.83990	①1.00000

(出所) 筆者試算。

- ① 第1に、同姓選択率がゼロ(すべて別姓)のケースIIIでは、佐藤姓占有率 x の独占的な伸長は止まると先験的に仮定し、A+Bの $1+p$ を1.0000と固定した(表中①)⁵。このとき、仮に婚姻以外の要因：Bは変わらないとして、婚姻要因：Aの部分进行逆算し、0.16336とした⁶。(表中②)。
- ② 以上の準備の下に、IIの婚姻要因：Aの部分について、「R=100%のケースIでは0.16838、R=0%の

2250	9.937%	3.197%
2251	10.019%	3.207%
2252	10.102%	3.217%
2253	10.186%	3.228%
2254	10.270%	3.238%
2255	10.355%	3.249%
2256	10.441%	3.260%
2257	10.527%	3.270%
2525	95.931%	7.811%
2526	96.725%	7.836%
2527	97.526%	7.862%
2528	98.334%	7.887%
2529	99.148%	7.913%

2530	99.969%	7.939%
2531	100.796%	7.964%
...	...	...
3305		98.447%
3306		98.768%
3307		99.089%
3308		99.411%
3309		99.735%
3310		

推計第 2 版：2024.05.31

推計第 2 版で検討する問題は（選択的）夫婦別姓制度における推計による佐藤姓 100%までの年限に係る考え方 $1+p$ のパラメタの手法に関してである。

1. 推計第 1 版の手順の再吟味(1)

推計第 1 版の補論では、表 2 に示された夫婦別姓制度の導入(ケース II、III)において、佐藤姓の占有率の伸び： $1+p$ にブレーキがかかる効果を、婚姻要因：A の部分（のみ）の値が同姓のケース I よりも低下するという前提で当該パラメタ： a を推計していた。そこでは、完全夫婦別姓＝同姓選択はゼロとするケース III の $1+p=1.000$ と先験的に仮定して ① パラメタの 1.00325 ③ の推定を行った。

表 2（再掲） 選択的別姓の選択率の仮定に基づく佐藤姓占有率の伸びの試算

婚姻要因：A		それ以外の 要因：B	A + B $1+p$
同姓選択率		γ	占有率の伸び $1-r$
I:	100.0%	0.16838	0.83990
II:			

$$=0.83990 x(t), \\ x(t+1) < x(t),$$

を意味し、制度導入後は佐藤姓の占有率は経年的に減少することである。

① しかし、理論上、いったん最大数の姓となった佐藤姓の占有率が減少することはない。なぜならばそのようなことが起きるのは、

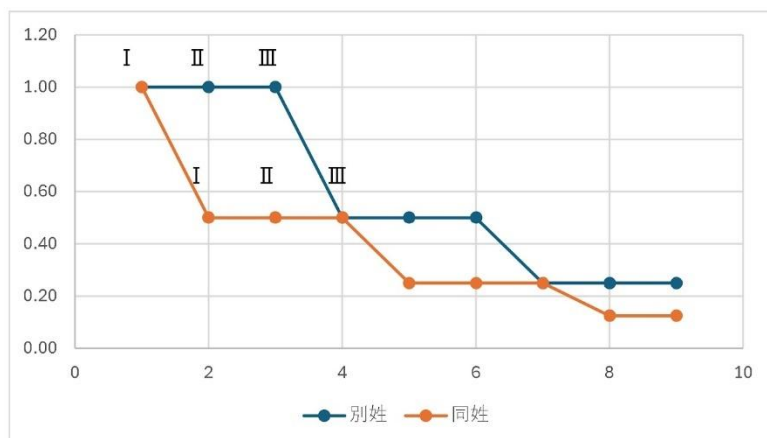
- i. 佐藤姓だけが特別に減少する外生的ショックが生じる場合、
- ii. 佐藤姓以外の姓：家系の数が増加して行く場合、

である。このうち、iは通常では考えられないので、検討から除外する。次にiiのケースは、出生率が増加して1つの夫婦（親2名）から2名を超える子どもが生まれ、時間の経過とともに、姓を引き継ぐ人口が増加して行くケースである。しかし親人口数<子ども人口数となっても、非佐藤姓も佐藤姓も同じ比率で伸びてゆくならば、佐藤姓の占有率 $x(t)$ は変化せず一定を保つため一般に $1+p$ の最小値は1である⁹。

3. 推計第1版の手順の再吟味(2)

3-1 子ども世代への影響の考慮

これまでの検討により、佐藤姓の占有率の伸び率 $1+p$ は最小でも1を下回らないことが明らかになった。したがって、表1のケースIIIで $A+B$



(出所) 筆者作成。夫婦 2 人から 1 人の子どもが生まれるパターンを示したものの。

図 3 世代を通じて及ぶ影響の模式図

3-2 焦点をあてる影響の範囲の社会的拡大；再々吟味

③	出生 人	770,759	25.5%
④	死亡 人	1,569,050	51.9%
合計		3,023,838	100.0%

(出所) 2022 年「人口動態統計」厚生労働省より筆者作成

そこで、再び表 1 の結果を踏まえて夫婦別姓制度→婚姻→出生(→姓の占有率の変化)へのルートを再考する必要がある。

4. 夫婦別姓と婚姻、出生の関係

4-1 別姓と婚姻「数」の関係について

もし、選択的夫婦別姓の導入により、婚姻「数」に影響を及ぼすとするならば、その効果は、戸籍単独効果以上の影響を持ちうると考えられる。しかし、先に検討した戸籍単独効果にあたる推計結果では婚姻「数」は変化せず、婚姻した一定の夫婦の間でその後の期間の姓の保持という側面「だけ」が取り出されて計算されていたことになるからである。

内閣府調査¹²によれば、「積極的に結婚したいと思わない理由」として「名字・姓が変わるのが嫌・面倒だから」と回答した比率は、独身女性のうち 20 歳代～30 歳代の約 4 分の 1、40～60 代の約 3 分の 1 に上ることが分かっている。したがって、別姓にまつわる上記の問題がある程度解決できるとすると、婚姻率の向上および昨今

の推計に関して再構築を行う。本推計第2版では、夫婦別姓制度→婚姻→出生（→姓の占有率の変化）へのルートを再考するため、出生率の変化をある程度反映したパラメタ設定によって $1+p$ を推計することとする。

(2)非婚姻要因の案分計算

そこで、これまでの推計第1版で「それ以外の要因：B」として一括していた婚姻以外の人口動態をさらに細分化して分析することとする。表7は、現行の同姓のパターンと選択的夫婦別姓のパターンに関する推計について、それ以外の要因：Bを表1に示された人口動態における各イベントの発生比率を使って案分化し、細分を表示したものである。

表7 その他の要因を細分化した推計第1版

				同姓(基本)		選択的夫婦別姓(1)	
			$1+p$	S	1.00828①	$S=A'+B$	1.00327③
				T	1.00000	T	1.00000
			比率↓	$U=S-T$	0.00828	$U=S-T$	0.00327

					同姓(基本)
				S	1.00828
				T	1.00000
			比率	U=S-T	0.00828①
A:婚姻要因	婚姻	r _A	16.70%	U×r _A	0.00138②
B:非結婚要因		r _B	83.30%	U×r _B	0.00690
B ₁	うち離婚	r _{B1}	5.92%	U×r _{B1}	0.00049②
B ₂	うち出生	r _{B2}	25.49%	U×r _{B2}	0.00211②
B ₃	うち死亡	r _{B3}	51.89%	U×r _{B3}	0.00430②

(出所)筆者推計。

(2) 戸籍単独効果のシミュレーション

現状の変化率 $1+\rho$ と理論的最小値 1.000 の差分値を各イベントでは配分したパラメタを用いた $1+p$ の検討の最初として、仮に 39.9%の人

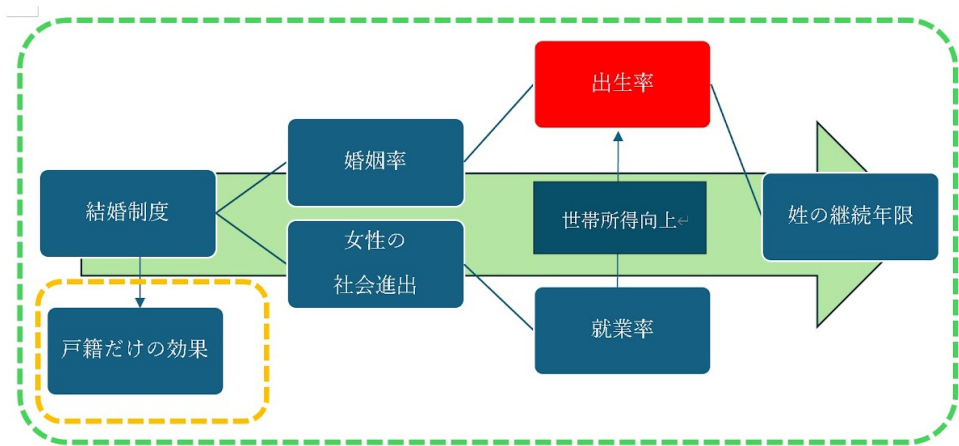
(3) 波及効果を含む推計(その 1)

上記の単純な婚姻要因を通じて、1 世代内の佐藤姓比率の増加にブレーキをかける効果以外に、婚姻数そのものの増加、晩婚化の回復、生涯子ども数の増加などを通じた出生率の向上を見込んだ波及効果に関する参考試算その 1 を行う。

第 1 に同姓選択率による効果 A' の部分は(2)と同じとする (①)。第 2 に、出生率の増加の効果は、最大限見込んだ思考実験として、ブレーキ効果が 0 (②) となるまでと仮定した。これは、子ども数がゼロとなるという意味ではなく、少子化によるファクタ： B_1 が改善され、影響をパラメタ=0 と見込むまで子ども数が増えたとするものである¹⁷。なお、 $B_1 = 0$ となっても、出生率が 2 を超えているわけではない

表 10 波及効果を含む推定結果(その 1)

		P	ε	選択的夫婦別姓(3)	
		同姓(基本)	修正率	戸籍効果+波及効果	
		1.00828		$S=T+C$	1.00533③
		1.00000		T	1.00000



(出所)筆者作成。

図4 本稿で対象とする行動変容やそれによる社会的波及効果の模式図

そこで、仮定がきつく無理のあるボトムアップによるパラメタ設定¹⁸よりも、図4で姓の継続年限に大きな役割を示す出生率を推定し、そこから対応する $1+p$ を推定する方法をその2として実施する。

選択的夫婦別姓時に期待される合計特殊出生率の推計を行う。初めに思考実験として、2020年「国勢調査」の未婚者数のうち、内閣府調査の姓を理由として結婚に消極的な女性の比率（阻害要因）に基づきこれ解消され婚姻に至ると仮定した人数をやや過大である

	D	π	$E=D \times \pi$	$F=D+E$
			別姓後	別姓後
	未婚者数	阻害要因率	追加婚姻者数	既婚者数
15～19 歳	2,663,351	0%	0	23,137
20～24 歳	2,509,333	25.6%	642,389	1,017,468
25～29 歳	1,712,877	25.6%	438,497	1,674,689
30～34 歳	1,063,542	25.6%	272,267	2,388,485
35～39 歳	815,061	25.6%	208,656	2,999,016
40～44 歳	759,408	35.3%	268,071	3,598,027
45～49 歳	799,360	35.3%	282,174	4,251,714

(出所) 筆者推計。

次に、この婚姻率の変化に応じて、出生率が増加するとした試算が、表 12 に示されている。婚姻率の増加により現行の 1.26 の合計特殊出生率：TFR の年齢別内訳を年齢別人口、年齢階級間の TFR の重みづけなどで指標化し、その指標で婚姻率の

25 ～ 29	2,949,069	12.2%	0.0425	0.31880	0.43188
30 ～ 34	3,179,760	13.2%	0.0619	0.46443	0.52418
35 ～ 39	3,605,421	14.9%	0.0406	0.30459	0.32737
40 ～ 44	4,089,364	16.9%	0.0106	0.07983	0.08626
45 ～ 49	4,768,900	19.7%	0.0004	0.00281	0.00301
総 数	24,163,414	100%	0.168011	1.260000	1.603448

(出所) 筆者推計。

そして、現行の出生率 1.26 の下での $1+p=1.000828$ 、出生率 2.0 以上では $1+p=1.000$ になるという理論的前提に基づき、案分計算により出生率 1.60 における $1+p$ は 1.00326 という結果となった、これは当初の推計第 1 版の選択的夫婦別姓とほぼ同じ値である。

表 12 出生率と $1+p$ の対応表

TFR	$1+p$
2.000	1.00000
1.800	1.00224
1.603	1.00326
1.524	1.00533
1.260	1.00828

(出所) 筆者推計。

以上の各結果を比較すると以下ようになる。

表 13 選択的夫婦別姓に関する各結果の比較

年	同姓現状	選択別姓第 1 版	戸籍効果	第 2 版推計(1)	第 2 版推計(2)
$1+p$	1.00828	1.00327	1.00744	1.00533	1.00326
2023	1.529%	1.529%	1.529%	1.529%	1.529%
2024	1.542%	1.534%	1.540%	1.537%	1.534%
2025	1.554%				

本稿に掲載できなかった他の論点、事後の修正等は 吉田 浩 (2024)「人口減少と姓の収れんに関する試算について」

<https://sites.google.com/view/caestop/FertilityandSurname>
に追記されている。

The Basic explanation, other information, and additional amendments in English are available from,

<https://sites.google.com/view/caestop/FertilityandSurname>